

【認知症対策総合研究推進事業】

若手研究者育成活用事業（リサーチ・レジデント）

平成28年度 《募集要領》

1 趣旨

この事業は、若手研究者を認知症対策総合研究に参画させ当該研究の推進を図るとともに、将来わが国の当該研究の中核となる人材を育成するために実施します。

2 対象となる研究分野

研究代表者の研究課題に関連する研究

3 リサーチ・レジデントとなる者の資格・条件

次の事項をすべて満たす若手研究者（大学院生を除く）とします。ただし、外国籍の研究者は、申請時点において日本に6か月以上在留（住民登録）していること、及び日本国内で研究歴を有することを前提とします。

- (1) 博士等の学位を有する者又はこれと同等以上の研究能力を有すると認められる者
- (2) リサーチ・レジデントの期間中、他の常勤的な職に従事しない者
- (3) 平成28年7月1日現在における年齢が満39才以下の者

4 採用期間

平成28年7月1日から平成29年3月31日までとします。ただし、研究代表者の研究課題の継続実施が認められ、かつ、当該リサーチ・レジデントの研究成果が良好と認められた場合に限り、3年を限度として1年ごとに延長することができます。（申請は、毎年必要です。）

なお、過去に厚生労働科学研究推進事業のリサーチ・レジデント履歴を有する研究者の採用期間は、通算3年を限度とします。

5 身分・待遇

- (1) 身分……財団の非常勤職員
- (2) 待遇…… 1) 非常勤職員手当（社会保険料、労働保険料及び税込み）
博士等の学位を取得している場合、A～Eランクに格付けし支給（事業規程参照）
 - Aランク：月額345千円
 - Bランク：月額298千円
 - Cランク：月額266千円
 - Dランク：月額213千円
 - Eランク：月額195千円

- 2) 扶養手当
- 3) 地域手当

- 4) 住居手当
- 5) 通勤手当
- 6) 国内学会等出席旅費
- 7) 社会保険及び労働保険に加入

6 応募条件

- (1) 申請者は、**認知症対策総合研究事業の研究代表者**に限ります。
- (2) リサーチ・レジデントの受入研究者は、認知症対策総合研究事業の研究代表者又は研究分担者に限ります。
- (3) 申請するにあたり、受入研究者は、リサーチ・レジデントの受入に関して所属機関の長の承諾を得ることを必要とします。

7 応募方法

- (1) リサーチ・レジデントの受入を希望する研究代表者及び研究分担者は、必ず認知症対策総合研究推進事業若手研究者育成活用事業（リサーチ・レジデント）規程及び本募集要領をお読みください。
- (2) リサーチ・レジデントの受入を申請する研究代表者は、申請書類をダウンロードし必要事項を記載のうえ、研究分担者の受入分も含めて当財団宛に書留郵便又は宅配便にて送付してください。

8 応募期間

平成28年4月1日（金）から平成28年5月20日（金）必着とします。

9 採用通知

平成28年6月30日（木）までに関係者に通知します。
なお、選考にあたり必要に応じて面接を行うことがあります。

10 研究成果の報告等

- (1) リサーチ・レジデントは、採用期間終了後1ヵ月以内に「研究実績報告書」を財団に提出することとします。
- (2) 提出された研究実績報告書は、当財団が発行する認知症対策総合研究推進事業研究報告集に掲載し、公表します。

11 申請書類

【個人情報の利用目的】申請書類に記載された個人情報は、認知症対策総合研究推進事業の実施のために必要な事務に限定して利用するものであります。

- (1) リサーチ・レジデント受入申請書（様式1）[\(PDF形式\)](#) [\(doc形式\)](#)
- (2) 受入承諾書（受入機関の長）（様式2）[\(PDF形式\)](#) [\(doc形式\)](#)
- (3) リサーチ・レジデント採用申請書（様式3）[\(PDF形式\)](#) [\(doc形式\)](#)
- (4) 履歴書（様式4）[\(PDF形式\)](#) [\(doc形式\)](#)

[申請書ダウンロードページへ](#)

1 2 留意事項

- (1) 研究代表者の研究が終了すると同時に推進事業を受ける資格も喪失するものとします。したがって、研究代表者の研究が終了した時点でリサーチ・レジデント期間も終了することになります。
- (2) 博士等の学位を有する者がリサーチ・レジデントに応募する場合は、必ず学位取得を証明する書類（学位記の写し又は学位取得証明書）を申請書に添付してください。
- (3) 平成28年6月30日までに博士等の学位を授与される見込の者は、履歴書にその旨明記してください。この場合、学位授与後ただちに、学位記の写し又は学位取得証明書を当財団宛提出することとします。
- (4) 博士等の学位を有さない者がリサーチ・レジデントに応募する場合は、一定の研究経験年数を有し、かつ、学会誌等に発表した論文数が、原則として主著で1件以上なければならないこととします。この場合の非常勤職員手当額は、学位等取得者と同等の能力の有無を判定し、決定することとします。
- (5) 採用申請書（様式3）の（欧文誌等の実績）欄の学位取得後学会誌等に発表した論文の記載にあたっては、特に強調したい論文に◎を付してください。
- (6) 申請時点で大学院生であった者が、リサーチ・レジデントに採用される場合は、採用日までに大学院を退学しなければならないこととします。
また、その事実を証明する書類を提出しなければならないこととします。
- (7) リサーチ・レジデントに採用される場合は、兼業のないこと、年度途中の退職が見込まれないこととします。
- (8) 2件以上のリサーチ・レジデント受入を申請する場合は、申請書（様式1）に申請順位を明記してください。
- (9) 書類に不備がある場合は、申請を受理しないことがあります。

1 3 応募先

公益財団法人 長寿科学振興財団
〒470-2101 愛知県知多郡東浦町大字森岡字源吾山1-1
あいち健康の森 健康科学総合センター4階
TEL 0562-84-5411
FAX 0562-84-5414
E-Mail research@tyojyu.or.jp